

# プレスリリース

このリリースに関する連絡先:

武内 信政  
広報担当マネージャー  
03 6271 9408  
[nbumasa.takeuchi@bakermckenzie.com](mailto:nbumasa.takeuchi@bakermckenzie.com)

(本リリースは 2015 年 10 月 15 日、グローバルで発表したリリースを日本向けの情報として要約したものです)

## ベーカー&マッケンジー、クロスボーダーM&Aの分析レポート 「Cross-Border M&A Index」を開始

- 直近 6 年間のデータと知見をふまえて四半期毎にクロスボーダーM&A レポートを発信
- 米国企業への M&A の取引規模において日本企業は第 3 位
- 2015 年第 1～3 四半期における日本企業から米国企業への M&A 取引額は 295 億米ドル、特に金融サービス分野でのクロスボーダーM&A 案件が増加

【グローバル発 2015 年 10 月 15 日】ベーカー&マッケンジーは、国内外で活発化する M&A 案件に関するデータ提供を目的とし、四半期毎に閲覧できる分析レポート「Cross-Border M&A Index」を発表いたしました。本レポートは、各国（米国、EU 加盟国、アジア・パシフィック地域の国々など）のインバウンド・アウトバウンド・国内案件に関するクロスボーダーM&A 件数、買収金額規模および案件ランキング、国別 M&A 入札件数、各産業分野別の M&A 案件などをレポート形式で取りまとめ、過去 6 年間の M&A に関するデータを見ることができます。

本レポートによると、アジア・パシフィック地域の企業が取得した M&A 案件は 2015 年第 3 四半期において取引件数 153 件、取引額は 635 億米ドルに達し、なかでも金融サービスにおけるアウトバウンド M&A 案件が最も好調で、取引額は 311 億米ドルとなりました。今年度アジア・パシフィック地域の企業が米国市場での M&A 取引に積極的に関わるようになり、最近のトレンドとして特定の産業分野における買収が顕著になってきていると指摘されています。

一方、日本企業は米国市場への M&A 投資を積極的に行っている傾向が見受けられ、2015 年第 1～3 四半期においては取引件数で 53 件、取引規模で第 3 位、取引額で 295 億米ドルとなりました。特に日本企業による米国金融サービス分野での M&A 案件が増えており、昨年度は年間通期で 2 件にとどまっていたのに対して、今年度（第 1～3 四半期）はすでに 10 件に達しています。

「**Cross-Border M&A Index**」に関する詳細は[こちら](#)をご覧ください（英語版のみ）。

本件のグローバルリリース（英語版のみ）に関しては[こちら](#)をご覧ください。

- 以上 -

### ベーカー&マッケンジーについて

ベーカー&マッケンジーは、47 か国に 77 の事務所に 12,000 名以上を擁する国際法律事務所です。1949 年の設立以来、各国の言語およびビジネス環境に対する深い理解に基づく高品質のサービスを提供する法律事務所として知られています。2015 年 6 月 30 日決算期における収入は、24 億 3,000 万米ドルになります。ファームのエグゼクティブ・コミッティのチェアマンは、エデュアルド・レイテイが務めています。

[www.bakermckenzie.com](http://www.bakermckenzie.com)

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、ベーカー&マッケンジーの東京事務所として 1972 年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネスに関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を有しています。当事務所は、ベーカー&マッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)



ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、各国に所在するオフィスをメンバーファームとするスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。